

「やまぐち子ども・子育て応援プラン」(素案)に対する パブリック・コメント(県民意見の募集)の実施結果について

- 1 意見の募集期間
平成26年12月26日(金)から平成27年1月23日(金)まで
- 2 意見の件数
2人 14件
- 3 意見の内容と県の考え方

	意見の内容	県の考え方
①	地域に特化した内容は、「第4章 教育・保育の確保方策等」にあるが、地域別の対応をもっと検討したほうが良い。	施策推進に当たって、市町と連携を密にして、その実情に合わせた取組を進めてまいります。
②	「子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査」の回答率が全て40%未満となっており、この低さは、「県民の関心の低さ≒広報の不足」と認識していただきたい。	第3章で、子育て支援・少子化対策に関する気運醸成を図ることとしており、ご意見の趣旨を踏まえ、その取組を進めてまいります。
③	第3章 各施策の文面と数値目標について、再確認の上、必要な数値目標の追加を検討していただきたい。	当プランでは、各施策の主な数値目標を記載しています。いただいたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
④	「家庭的養護推進計画」と別に策定する必要があるのか再度検討していただきたい。なお、双方策定するのであれば、整合性を取り、施策を効果的に実施していただきたい。	「家庭的養護推進計画」と別に策定することとしており、両計画の整合を図りながら、施策を効果的に実施してまいります。
⑤	「子育て環境」は企業内労働環境が重要と考えるので、企業への広報・指導等について十分検討していただきたい。	第3章に、職業生活と家庭生活との両立支援を記載しており、ご意見を踏まえ、施策推進に当たって、一層の広報等に努めてまいります。
⑥	市民の多くは企業勤務と其の家族だろうと思われれます。各種広報について、「企業に対してどう広報し、従業員とその家族にどの様に伝えてもらうか」、十分検討していただきたい。	

	意見の内容	県の考え方
⑦	「数値目標」の目標達成予定年度がプランの前半～半ばのものがあるが、プラン最終迄にどうするのが分かりづらい。	当プランは、広範囲の計画であるため、労働や教育など終期の異なる各分野別の計画と整合を図りながら、目標達成予定年度を設定しています。
⑧	他のパブコメも多数ある中、60頁以上のプランを、通常と同じ1ヶ月間の公募期間は日程的に困難である。1～2週間ほど期間延長していただきたい。	今後行うパブコメについて、可能な限り、内容や時期等を考慮してまいります。
⑨	上記期間延長が困難ならば、今後のパブコメについては、内容（資料量等）・時期・同時期実施案件数等を考慮していただきたい。	
⑩	意見公募は県のHPで確認したが、HP以外でどの程度実施されたのか提示していただきたい。	資料は、県庁情報公開センター、各地方県民相談室、各健康福祉センター、各児童相談所等で閲覧可能としていました。
⑪	子どもたちの健やかな成長や、子どもやその親の健康と病気予防のために、受動喫煙の被害防止対策が重要である。	喫煙については、第3章の「保健医療サービスの充実と健康の増進」に記載しており、ご意見を踏まえ、受動喫煙を含める内容に修正します。
⑫	受動喫煙防止の知識普及・周知のためにも、幼稚園や小中学校を含め、保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムを実施していただきたい。	受動喫煙防止対策は、県たばこ対策ガイドラインに位置付けており、引き続き、これに基づく取組を進めてまいります。
⑬	保育所や幼稚園など、施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また施設（園、学校、子ども関連施設等）外における催し等でも、その遵守・徹底をお願いしたい。	
⑭	受動喫煙防止条例の制定に向けた取り組みや、飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの明示の義務づけも必要で有効かと思われる。 ①たばこ煙は非喫煙者、とりわけに子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。 ②受動喫煙のリスクのある場所に子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者は立ち入らないでください。立ち入らせないでください。 ③出入口などに子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないでください。	